

電磁的方法による書面交付の承諾書

私は、以下に定める諸条件等に従い、第2条に定める対象書面について、書面の交付に代えて電磁的方法により提供されることを承諾します。

◆第1条（目的）

本承諾書は、株式会社エスシー倶楽部（以下「当社」という。）との間の契約に基づく借主及び連帯保証人（以下併せて「借主等」という。）が、SMBCクラウドサイン株式会社が提供するSMBCクラウドサイン（以下「電子契約システム」という。）及び電子メールを利用する方法で締結（こうして締結する契約を「電子契約」という。）するにあたり、次条に定める書面を電磁的方法で交付するため、その諸条件等について定めたものです。

◆第2条（対象書面）

当社は、次の各号に掲げる書面を電子契約システム及び電子メールの方法によりご提供いたします。

1. 契約内容説明書（貸金業法第16条の2第1項または第2項）
2. 連帯保証契約概要説明書（貸金業法第16条の2第3項）
3. 連帯保証契約詳細説明書（貸金業法第16条の2第3項）
4. 限度借入契約書・金銭消費貸借契約証書のいずれかの書面（貸金業法第17条第1項～第4項）
5. その他当社が必要に応じて交付する書面

◆第3条（電子契約の利用）

電子契約は、借主等が承諾のうえ、当社所定の手続を行い、当社がそれを認めた場合に利用できるものとします（以下当社が電子契約の利用を認めた借主等を「電子契約利用者」という。）。

電子契約利用者は、電子契約システム及び電子メールで作成した書面（貸金業法第16条の2及び第17条に基づく書面）について、ファイルをダウンロードし、電子契約利用者の使用に係る電子計算機（パソコン、携帯電話等）に保存するものとします。

また、電子帳簿保存法に基づき、取引年月日・取引金額・取引先にて検索可能な状態で保存するものとします。

◆第4条（管理責任・免責事項）

1. 電子契約利用者は、自己のログインに必要な情報が電子契約において使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとし、その使用・管理について他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 電子契約利用者は、自己のログインに必要な情報を用いてなされた一切の行為について、自己が行ったものとみなされることを承認するものとします。

3. 電子契約利用者は、通信上のトラブル、インターネット環境の不具合、システム障害等の諸事情により、対象書面の閲覧およびダウンロードができない場合があることをあらかじめ承認するものとします。

4. 当社は、当社の故意または重大な過失による場合を除き、電子契約の利用によって電子契約利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。